

平成 27 年第 11 回 安芸太田町教育委員会議録

招 集 年 月 日	平成 27 年 8 月 7 日 (金)	
招 集 場 所	川・森・文化・交流センター 3 階 大会議室	
開 閉 会 日 時	開 会	平成 27 年 8 月 7 日 (金) 午前 9 時 37 分
	閉 会	平成 27 年 8 月 7 日 (金) 午前 11 時 02 分
出席・欠席委員	出席委員	河野義文・池野博文・二見吉康
	欠席委員	清胤祐子・正山幸夫
職務により会議に出席した者	次長	國本育宏
	生涯学習課長	佐々木昭三
	学校教育課長	片山豊和
	主幹	沖本直樹
	主幹	萩原英子
会議に付した事件及び採決結果	なし	
報告協議事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 8 月行事予定について (生涯学習課) 2 芸北支所定期訪問のまとめについて 3 芸北支所共同事務室訪問のまとめについて 4 広島県公立小・中学校管理職候補者選考について 5 教職員の交通安全及び服務規律の徹底について 6 その他 	

【 議 事 録 】

日程第 1、開会
教育長)

平成 27 年第 11 回安芸太田町教育委員会を開催いたします。

(午前 9 時 37 分開会)

本日の会議議題はお手元に配付した通りです。何か事務局の方であればお願いします。

生涯教育課長)

その他の項目で、1 点報告したい点がありますので、後程付け加えさせていただきます。

日程第 2、教育長報告

教育長)

報告・協議資料により報告をさせていただきます。

報告・協議資料 p 1 により説明する。

1、7～8 月の学校等の状況・予定

- ① 「議案第 6 7 号審査特別委員会」(7 月 1 0 日) 筒賀小・中学校視察
- ② 芸北地区学校経営研修会 (7 月 1 1 日) 安芸高田市
- ③ 修道跡地利用委員会合 (7 月 1 1 日) 修道集会所
- ④ 北別府少年野球教室・農作物収穫体験会 (7 月 2 8 日) 筒中グランド
- ⑤ 全国中学生ライフル射撃競技大会 (8 月 1 日～2 日) 新潟県胎内市
- ⑥ 新しい学びプロジェクト研究協議会担当者会議 (8 月 1 日～2 日) 東大
- ⑦ 山県郡マネジメント研修会 (8 月 3 日) 戸河内ふれあいセンター
- ⑧ 小学生：科学アカデミー教室 (8 月 5 日) 川森
- ⑨ 小・中学生：科学アカデミー教室 (8 月 9 日) 川森
- ⑩ NHK 中学生合唱コンクール (8 月 1 2 日) 呉市
- ⑪ 【予定】山県郡教科用図書採択協議会 (8 月 1 8 日) 川森
- ⑫ 【予定】中学生キャリアスタートウィーク (8 月 1 7 日～5 日間) 中学 2 年生
- ⑬ 【予定】中国五県町村教育長会研究大会 (8 月 2 0 日～2 1 日) 奥出雲町
- ⑭ 【予定】山県警察署長と教育長の「学校警察連携協定」調印式 (8 月 2 4 日) 川森

2、協調学習の取組状況

① 8 月 1・2 日の会議から

- ・東京大学三宅教授が亡くなられたのちの体制づくり、研究推進の方向について協議しました。これまでも町内の萩原・亀岡・免田教諭は研究推進員として集中的に研修を受けて来ました。このように CoREF のスタッフに代わって全国に指導できるような人材を育てていけば、継続的な取組になるのではないかと考えています。すでに安芸太田町の関係者が北海道、山口県、鳥取県、石川県に要請を受けて実際に授業をしたり、指導をしたりしています。今後そういう人材を増やしていくことが大切だと考えています。

② 8 月 3 日の研修会から

- ・マネジメント研修では、戸河内中の原田教諭が発表しました。県教育委員会が今年度進めている「広島版『学びの変革』アクションプラン」に関わるアクティブラーニングの必要性とその取組方法を提案しました。非常に郡内の先生方にインパクトはあったのではないかと思います。

- ・合わせて、アクティブラーニングの必要性や今後の教育の方向性について、国立教育政策研究所 白水始総括研究官に講演いただきました。本町の取組をベースにしながら山県郡内の先生方に説明いただいたところです。本町の取組に今後注目していただけるのではないかと考えています。

3、その他

校長会で引き続き、服務規律の厳正確保＝交通無違反・無事故の徹底を図ってまいりたいと考えております。

ここまでの報告について、何かご質問がありますか。

学校教育課長)

記載漏れがありましたので、付け加えておきます。

7月28日に東部の小学校の統合準備委員会が開催されております。

教育長)

これは加計小・修道小・津浪小の統合の準備委員会です。委員長は、地元議員の中本正廣さんです。それぞれ3地区のバランスをとった組織になっています。

河野委員)

筒賀小・中学校の特別委員会についてですが、基本計画に基づいて予算要求しているわけですが、その仕様等で確認しているということですか？どのような目的だったのでしょうか。

学校教育課長)

特別委員会の扱いとしましては、工事・工法の調査ということで現地入りしました。消防法上で言いますと、現在2方向の階段があります。平成9年度に筒賀小学校は耐震補強を行っています。合わせて旧廊下は開放廊下だったものに窓をつけております。その当時は問題がなかったのですが、近年消防法が改正され、職員玄関からあがる階段と図書室の間の理科室などで火災が発生した場合、逃げるところがないということもあり、それを補てんする上で、非常階段を外側につける（外壁の外側に）合わせて、東側の端にも同じように階段をつけることにしています。これが消防法の改正に伴う指摘事項に基づいた改修工事です。それ以外では、小学校の現在の教室と廊下の段差があります。それについては、教室の床面の高さを基準として、廊下の高さを上げ、バリアフリーを進めるというものです。そうすると、児童玄関、職員玄関とも、もっと段差が生じますので、スロープを設置するなどしてバリアフリーを連動させて行いたいと考えております。主にはバリアフリー化ですが、教室の空調を整える、天井の調査に基づく補強など教育環境の是正をしていく予定です。中学校体育館についても消防法に関することではないですが、現在授業等で使用しているところの老朽化と中学校廊下からの移動中の段差をスロープ等で解消するなどのものも計画しています。

河野委員)

事前に提案したものを議会で見てください、意見を頂いたりしたということですか。

学校教育課長)

委員会の期日設定については、この現地視察を基本とするということで特別委員会の委員長から事前に了解をとって現地に行っています。その出発の前に、議場の中で工事の詳細につ

いて資料を基に説明をし、それをもって現地へ行き、図面と照らし合わせてみていただいたところ です。

河野委員)

結果として、中学校の体育館について、予算議決いただいたということですか。

教育長)

小学校の体育館の予算について、もう少し詳しく説明してください。

学校教育課長)

7月30日の議決に関して、この予算については26年度3月の補正予算で計上しています。同日繰越明許として27年度へ持越しということですので既に議決をいただいています。これについては26年度の中で、事前に当初予算にあった設計費で耐震改修の設計を組んでいます。その執行について6月の入札を経て、手続き的に契約が落札しましたので、その案をもって30日に提案し、受託者筒賀建設について採択されました。先ほどの67号議案とは若干違います。67号は26年で設計したものが年度末にできあがったものを補助の申請も含めて新たに27年度の補正予算として計上したものですから小学校については校舎のみ、中学校については校舎と体育館の大規模改修、いわゆる老朽化に伴う施設、教育環境の整備を目的とした改修となっています。それについては今現在も継続審査中です。

河野委員)

筒賀小学校体育館の完成予定はいつですか。

学校教育課長)

小学校の体育館耐震工事の完成予定は契約上、2月29日です。中学校などはまだ契約が締結しているわけではないので未定です。体育館については、国の補助上は、文部科学省の繰り越しですので、27年度中に完了するのが基本となっています。

教育長)

ということで67号の議案の扱いについては現在審査特別委員会に付託されてそこで一定の委員会報告が議会にされないと議案としての採決にいけないということになります。我々としては、強く、早期の報告をいただけるようお願いしているところです。

筒賀小学校について67号議案に関連して、補助等について繰り越しが出来るかどうか確認したいのですが、課長いかがですか。

学校教育課長)

文部科学省の補助金ベースでいうと体育館（小学校の体育館も含めて）、国の補助金の扱いとしては、いわゆる復興予算の中で執行されるものです。先ほど申したように26年度の採択の中で組んだ枠として文部科学省の方がもっておりました。それは本町が26年度の中で設計しようという補助金の流れなのですが、26年度の中では執行ができなかったわけです。それで27年度に執行しますという形でもう1度申請を出していますが、補助金の扱いとしては、「26年度からの本省繰り越し」という形です。それで小学校の校舎、中学校体育館については教育環境の整備ということで復興特別会計の扱いとなっています。大規模改造の校舎については27年度の一般補助という扱いです。28年度に繰り越し申請することで延長することは可能です。

河野委員)

今の状況として、いつまでに決定しないと流れるということがあるのですか。

学校教育課長)

現在耐震に関わる部分については変動があるかないか照会が来ているところです。

議決がされていない部分については触れられないので、小学校体育館については予定通り執行、中学校体育館の大規模改修の補助の申請については、春の申請通り変更なしということで申し出を続けるということで予定しています。目途としては年度内の竣工が必須なので、遅くとも8月中旬に結論を見出した上で手続きに移行したいと考えています。

冬季期間の体育授業について児童生徒の移動を考える必要があります。特に1月2月の冬季期間の授業に扱いについては小学校とも協議をしながら進めてまいります。67号議案の中にも児童生徒の移送費も入っています。案としては、児童センター施設を利用することにしてあります。当初は2学期中ということでしたが、小も中も工期が遅延しているので3学期に影響が出ます。授業の内容についても教員と協議しているところです。吹き晒しの児童センターで寒い中授業をするわけにはいかないので、その他の施設等を検討しているところです。またカリキュラム等も変更させながら、児童生徒の学習内容に影響が出ないように検討しているところです。

教育長)

よろしいでしょうか。67号議案については厳しいスケジュールで進んでいくと思いますので、必要に応じては委員さんに個別に連絡をとらせていただくこともあろうかと思えます。

河野委員)

早い時期にできるようにお願いします。

教育長)

他にないようでしたら、次をお願いします。

日程第4、報告・協議

教育長)

報告・協議については、資料の通りですが、先ほどその他の項目で、臨時職員の不適切な言動についてというのが追加されました。これらの報告・協議について、非公開で取り扱うことが望ましいものがありましたら、ご意見をお願いします。

池野委員)

その他の項目、臨時職員については、人事に関わる内容ですので、非公開が望ましいと思えます。

教育長)

それでは、ただ今の池野委員の発議により、その他の項目について非公開が望ましいと賛同される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

それでは、全員賛成で、その他の項目については非公開とします。

教育長)

これより事務局より、報告・協議をお願いします。

生涯学習課長)

p 2 生涯学習課の行事予定を報告

萩原主幹)

2、芸北支所定期訪問のまとめについて

(報告・協議資料 3～4 ページにより説明する。)

教育長)

何か質問等がありますか？

私も白水先生のお話を聞く中で、本町の先生方の指導案や教材が刷り込まれているのを感じました。いろいろな所で本町の先生方の教材等が全国で活用されている。そういう点で私は「学びの変革」アクションプランの一番先頭は安芸太田町であると自負しています。はっきりとアクティブラーニングが分かっている町で実際にやっている町だと思っています。これから学習指導要領が変わる中でアクティブラーニングと協調学習・・・はないにしても中身はそれなので、先生方にも一番前を走っているのだと自信をもってやってほしいと話をしたところです。

それでは次に参ります。

沖本主幹)

3、芸北支所共同事務室訪問のまとめについて

(報告・協議資料 5 ページにより説明する。)

教育長)

よろしいでしょうか。では次に参ります。

沖本主幹)

4、広島県公立小・中学校管理職候補者選考について

(報告・協議資料 6～7 ページにより説明する。)

本町からの受験の状況ですが、小学校長候補が1名、中学校長候補が1名、小学校の教頭・主幹教諭候補が1名、中学校が3名受験しています。今後は、筆記試験の状況により面接試験が行われます。(詳細は、資料により説明) 以上です。

教育長)

現在は、本人の希望で試験を受けることになっています。

河野委員)

直接関係ないですが、再任用についてはどうですか。

65歳までは可能なのですか？

沖本主幹)

辞められて5年以内であれば再任用可能です。

教育長)

では次に参ります。教職員の交通安全及び服務規律の徹底についてお願いします。

沖本主幹)

5、教職員の交通安全及び服務規律の徹底について

(報告・協議資料 8～9ページにより説明する。)

1つ目の事案にありますように、学校で現金を扱う場合についてその管理については、これまでも徹底して指導を受け、実施されてきたはずですがそれがきちんとできていなかったという点に課題があります。

2つ目の事案の飲酒運転についても、正常な判断ができる段階、つまり飲酒をする前の段階で運転をしなくて済むような状況を作っておく必要があると考えています。

これらについても先日の校長会で指導を行ったところです。

合わせて、p9をご覧ください。

交通事故違反等についての報告について、町内でも指導を徹底しております。

先日町内でも赤信号無視という事案があり、その際、校長への報告が3時間遅れたということがありました。そのことについても、先日町内校長会で再度徹底したところです。特に物損・人身とも加害の場合は、1か月後の状況で報告することが必要なのでそのあたりも合わせて指導しています。

教育長)

何かありますか。よろしいでしょうか。

それでは、その他の項目 臨時職員の不適切な言動について。

(これより、非公開)

教育長)

それでは以上で報告・協議を終わります。

何か委員の皆さんからありますか？

沖本主幹)

次回の会議日程の調整をお願いします。

(日程を協議する。)

教育長)

では、次回は9月24日 午前9時30分開会を予定します。

本日の平成27年第11回教育委員会会議は、以上をもって閉会します。

(午前11時02分 閉会)